

**北九州市農業委員会**  
**第9回東部部会会議（令和6年度4月部会会議）議事録**

**1 日 時** 令和6年4月10日（水）午前10時00分～10時20分

**2 場 所** 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

**3 出席委員及び欠席委員**

・出席委員 29名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	澤 水 理 佳
稲 光 進	八木田 経 二		

農地利用最適化推進委員 19名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生
古 田 仁 重	木 村 博 美	大 下 治 三	黒 崎 隆 博
河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二	

・欠席委員 1名

清 水 正 人

**4 事務局出席者**

藤 石 事務局長      池 永 次長      田 上 係長      飛 松 主査

**5 議 事**

**(1) 農地関係**

**【報 告】**

報告第48号	許可又は受理の取消願について	1件
報告第49号	農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第50号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第51号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	5件
報告第52号	農地改良届について	1件

**【議 案】**

議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第28号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	80件

**6 傍聴人** 1名

(4月1日付事務局人事異動の紹介)

部会長

ただ今より、令和6年度第9回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は30名中29名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。

会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容はご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。

議案書の7ページをお開きください。議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

議案第27号第1項について、第1東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

申請地は、3筆で構成されており、地番105-1は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える区域であることから、第2種農地です。

地番106-1及び198-1は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむね500m以内に2つの教育及び医療施設があることから、第3種農地です。

建設事業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第27号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。議案第28号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」は、利用権の設定による農地の貸し借りです。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第28号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、23番酒井一生委員と24番古田仁重委員です。よろしく申し上げます。

そのほかで何かございませんか。

河内委員

私どもの地域でちょっと困っていることが1つあります。

例えば、5反の土地があって、自家菜園するのはだいたい1反とします。ところが、後の4反は現状は保全管理なんですね。親が死んで大阪と東京の子供が相続した時に、子供たちは、ほとんどその農地の場所も知らない、山も知らない。家は売りたい。その家を売るにあたっては、農地も山もすべて一緒にと。非常に安い値段で、ほとんど山と田んぼの評価はゼロです。それでも売って処分をしたいと言った時、家の買い手は、田んぼはほとんど作らない。ただ、管理だけはできそうな感じなんですね。そういった時に、新規就農の場合、面接がありますよね。収入がほとんどない。ほとんど保全管理といった時に、ここの面接で、そういったものが許されるかどうかなんですよね。

事務局にお聞きしたいんですが、これじゃ駄目ですよ、保全管理では。

事務局

農地の権利取得において、保全管理ということでは難しいです。

部会長

原則的には、認められん。

事務局

農地を全面的に耕作をするというのが条件ですので、その時点で難しいです。

河内委員

水田、畑ができるところではいいんですけど、山の中で、そういったことは現状不可能なんですね。もう本当、現状は近所迷惑なんで、今後、保全管理をしてもらえれば、近所の人は非常に助かるわけなんですよね。だから、そういったものをどうかしないと、これはもう、いよいよ手がつけられないような状況です。

家だけは、田舎の方は古民家ということで、必要な方がいるんですよ。だけど、それが土地の全部となると、山も場所も分からない。だから、それは場所も今から探していけないといけないんですけどね。

これを解決しないと、今後ますます荒れるような状況になりますので。

部会長

近い将来の皆さんに関わってくる問題だと思えますんで、今後あまり時間をおかずに、何かいい解決方法なり探していきたいと思えますんで、よろしく願いいたします。他に何かございませんか。事務局は何かありますか。

(事務局から連絡事項6件)

それでは以上をもちまして、令和6年度第9回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。